

策定義務化というけれど、 どうすればいいの？

～事業所の皆様 ご安心ください！～

策定支援のご案内

BCP

オンライン
相談も可

BCP(事業継続計画)



策定は義務化されます

BCPとは、事業継続計画のことを言います。震災や水害・火災など大きな災害や感染症が発生すると、通常の業務を実施することは困難になります。まず、事前に対策を検討し、十分な準備を行うとともに、災害時に優先する業務をあらかじめ検討し、計画書としてまとめておくことが重要です。

⇒ **R6年度に全ての介護サービス事業者に、BCP策定と導入が義務化されます！**

BCP策定時の問題や悩みの声

- 範囲が広いので、何から始めればいいのか分からない
- どんな災害か、被害をどこまで想定すればよいか分からない
- 参考資料があっても、自分の事業所の状況に合わせたBCPを策定するのが大変！

⇒ **当センターの個別相談支援で、専門家がアドバイスいたします！**

個別相談支援のポイント

BCP作成支援ツール(厚生労働省ガイドラインに沿ったもの)を使用します。当センターの専門家のアドバイスを受けながら、事業所オリジナルのBCPを作成してください。※この作成ツールの無断転載や流用、貸与はしないでください。

【例：検討項目】

- 事業所の安全対策(建物補強・停電時対策・水道停止時の対応・ガス停止時の対応等)
- 災害対策本部の設置・連絡先の整理
- 必要な物資の整理・準備
- 組織内での共有 等

注意事項【BCP作成ツールを使用するにあたり次の事にご注意ください】

- ①事業主が主体的に作成するため、サポートする専門家は作成上の問題点等、アドバイザーの立場で支援します。
- ②事前に厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」「災害発生時の業務継続ガイドライン」をご一読ください。支援前に現状の課題や分析ができていますと、作成がスムーズに進みます。
- ③この作成ツールはあくまで事業者様の責任においてご使用ください。また、完成後は事業者様の『BCP』として事業者様の責任においてご活用ください。この作成ツールの無断転載や流用、貸与はしないでください。

お申込み・お問い合わせ

公益財団法人 介護労働安定センター 北海道支部 担当:永田・百石(ハッコク)

TEL:011-219-3157 FAX:011-219-3158 E-MAIL:kaigohokkaido@kaigo-center.or.jp

- 相談場所は、当センター事務所または、貴事業所にて行う事もできます。
- お申込みは裏面の申込用紙に必要事項を記入の上、FAX・郵送でお送りください。
- 相談内容は秘密厳守いたします。お気軽にお問合せください。





(公財)介護労働安定センター 北海道支部宛
FAX 011-219-3158

FAXまたは郵送にてお送りください。

申込日：令和 年 月 日

相談事項 相談事項に○印をしてください。	BCP策定支援に関することの相談を申し込みます。 ※ 該当する内容に○を付けてください 1.自然災害編 2.新型コロナウイルス感染症対策編 3 1.2の両方
相談内容 策定に対して困っていること・気になることを簡単に記入してください。	 オンライン対応希望の有無 希望する ・ 希望しない

事業所名		
所在地		
連絡先	電話番号 - - - -	FAX番号 - - - -
	メールアドレス @	
申込者氏名	フリガナ	役職
希望の連絡方法	①電話 ②メール ③FAX	

相談実施希望日時

(倉 雅彦 希望)

第一希望	年 月 日 () 午前 ・ 午後 ~
第二希望	年 月 日 () 午前 ・ 午後 ~
第三希望	年 月 日 () 午前 ・ 午後 ~

※申込書に記載された内容については、当センターの個人情報管理規定に従い厳重に管理し、相談支援に必要な範囲で使用のほか、当センターの事業ご案内に使用させていただきます。それ以外の目的には使用いたしません。
また、1回の個別相談支援時間の目安は2時間程度です。

<介護センター記入欄> ・ 受付印
